

平成 18 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 サイタホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 才 田 善 之  
(コード番号 1999 福証)  
問合せ先 取締役管理本部長 永 松 敏 行  
(TEL 0946-22-3875)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 28 日開催予定の第 51 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと等に伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

当社の事業の現状に則し、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を一部変更するものであります。(変更案第 2 条)

平成 18 年 3 月 20 日 廃置分合(合併)による市名変更であります。(変更案第 3 条)

会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき、当社に設置する機関を定めるため、規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)

周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第 4 条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。(変更案第 5 条)

会社法第 189 条第 2 項の規定に基づき、単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則及び会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)

会社法第 310 条第 5 項の規定に基づき、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするため、現行定款第 14 条を変更するものであります。(変更案第 18 条)

会社法第 370 条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、規定を新設するものであります。(変更案第 26 条)

- (2) その他、会社法施行に伴う引用条文及び用語の変更を行うとともに、定款の全般にわたる規定の構成の変更、字句の整備、条文の加除及びこれに伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は、サイタホールディングス株式会社と称し、英文では、SAITA CORPORATION と表示する。	第 1 条 <現行どおり>
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 下記 2 乃至 22 に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること	1. <同 左>
2. 土木工事業	2. <同 左>
3. ほ装工事業	3. <同 左>
4. 建築工事業	4. <同 左>
5. とび・土工事業	5. <同 左>
6. 石工事業	6. <同 左>
7. 管工事業	7. <同 左>
8. 水道施設工事業	8. <同 左>
9. 鋼構造物工事業	9. <同 左>
10. 造園工事業	10. <同 左>
11. 電気通信工事業	11. <同 左>
12. 碎石・砕砂の製造、販売業	12. <同 左>
13. 産業廃棄物中間処理業(再生骨材の製造、販売業)	13. <同 左>
14. バイオ技術利用事業	14. <同 左>
15. 排水処理に関する事業	15. <u>工場排水管理及び施設設置事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>16. 上下水道の管理に係る事業</p> <p>17. 木材の販売業</p> <p>18. 石油製品類の販売業</p> <p>19. 不動産の売買・賃貸借・仲介及び管理並びに土地造成業</p> <p>20. 食料品・酒類の輸出入、販売業</p> <p>21. 食料品・酒類製造に関連する設備、材料等の輸出入、販売業</p> <p>22. 雑貨品の輸出入、販売業</p> <p>23. 損害保険代理業</p> <p>24. 人材派遣業</p> <p>25. <u>上記に附帯する一切の業務</u></p>	<p>16. &lt;同 左&gt;</p> <p>17. &lt;同 左&gt;</p> <p>18. &lt;同 左&gt;</p> <p>19. &lt;同 左&gt;</p> <p>20. &lt;同 左&gt;</p> <p>21. &lt;同 左&gt;</p> <p>22. &lt;同 左&gt;</p> <p>23. &lt;同 左&gt;</p> <p>24. &lt;同 左&gt;</p> <p>25. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福岡県<u>甘木市</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を福岡県朝倉市に置く。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して<u>これを行う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>21,240,000株とする。ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>21,240,000株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>発行する株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する手続き及びその手数料</u>については、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>取締役会決議によって市場取引等により、自己の株式を<u>取得</u>することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の<u>株式に関する取扱い及び手数料</u>は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年6月30日の<u>最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;第2章 株式より移設&gt;</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、<u>その必要がある場合に</u>随時これを招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></u></p> <p style="text-align: center;">&lt;第3章 株主総会へ移設&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年9月に<u>これを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに</u>随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 招集者及び議長 )</p> <p>第 12 条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>( 招集権者及び議長 )</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において<u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>( 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供 )</p> <p>第 16 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>( 決議の方法 )</p> <p>第 13 条 <u>当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. 商法第 343 条に定める決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>( 決議の方法 )</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p>
<p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 14 条 <u>当社の株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会<u>毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>( 議決権の代理行使 )</p> <p>第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 <u>1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごと<u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員 数)  <u>第 15 条</u> 当社の取締役は、18 名以内とする。</p> <p>(選 任)  <u>第 16 条</u> 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>選任する</u>。</p> <p>2. 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)  <u>第 17 条</u> 当社の取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2. 補欠、又は増員として就任した取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第 18 条</u> 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により選任する</u>。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役会の決議により取締役社長 1 名を選任するほか、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる</u>。</p> <p>(招集者及び議長)  <u>第 19 条</u> 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる</u>。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代わる</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(員 数)  <u>第 19 条</u> &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(選 任)  <u>第 20 条</u> 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)  <u>第 21 条</u> 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)  <u>第 22 条</u> 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定する</u>。</p> <p>2. 取締役会は、<u>その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる</u>。</p> <p>(招集権者及び議長)  <u>第 23 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる</u>。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 招 集 通 知 )</p> <p>第 20 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>( 決 議 の 方 法 )</p> <p>第 21 条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>( 取 締 役 会 規 程 )</p> <p>第 22 条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>( 報 酬 )</p> <p>第 23 条 当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>( 員 数 )</p> <p>第 24 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>( 招 集 通 知 )</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</p> <p>( 決 議 の 方 法 )</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>( 取 締 役 会 の 決 議 の 省 略 )</p> <p>第 26 条 当社は、前条の規定にかかわらず、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>( 取 締 役 会 規 程 )</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>( 報 酬 等 )</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役及び監査役会</b></p> <p>( 員 数 )</p> <p>第 29 条 &lt; 現行どおり &gt;</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(選 任)</p> <p>第 25 条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第 26 条 <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。</u></p> <p>2. <u>補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>3. <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p>	<p>(選 任)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 27 条 <u>当社の監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>前条第 1 項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 招集通知 )</p> <p>第 29 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第 30 条 当社の監査役会の決議は、監査役全員の過半数をもってこれを行う。</p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第 31 条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>( 報 酬 )</p> <p>第 32 条 当社の監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>( 招集通知 )</p> <p>第 33 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</p> <p>( 決議の方法 )</p> <p>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>( 監査役会規程 )</p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>( 報 酬 等 )</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>( 営業年度及び決算期 )</p> <p>第 33 条 当社の営業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>( 事業年度 )</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。</p>
<p>( 利益配当金 )</p> <p>第 34 条 当社の利益配当金は、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。</p>	<p>( 剰余金の配当 )</p> <p>第 38 条 当社は、株主総会の決議により、<u>毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 35 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配(中間配当金という。)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 36 条 当社の利益配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の利益配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。</p>	<p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 39 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付けないものとする。</p>

### 3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成 18 年 9 月 28 日  
平成 18 年 9 月 28 日

以 上